

2021年度

専修学校専門課程卒業生用編入学資格証明書

※

創価大学通信教育部 殿

フリガナ		性 別	在学当時の学籍番号	
氏 名		男 女	生年月日	年 月 日生
学 校 名				
専門課程・学科（コース）名				
在 籍 期 間		入 学	年 月 日	
		卒 業（修了）	年 月 日	
専修学校設置許可年月日			年 月 日	
上記学生修了の専修学校専門課程 設置許可年月日			年 月 日	
校名変更・所在地変更等				

〈上記の者の本校での年間授業時間数一覧記入欄〉

年 度					合 計
学 年	1	2	3	4	
時 間					

上記の者は、本校において法令（学校教育法第132条）の定める編入学資格を有する者であることを証明する。

年 月 日

学校名

所在地

電話番号（ ） -

校長名

（校長印）

※2枚目（または裏面）があります。

専修学校専門課程（専門学校）証明発行担当 各位

昭和51年1月11日以降に専修学校専門課程の設置許可を受けた専門学校を対象に、学校教育法の一部が、平成10年6月に改正され、平成11年4月より専修学校専門課程（専門学校）の卒業（修了）者で「修業年限が2年以上で課程の卒業に必要な総授業時間数が1700時間以上」の基準を満たした方の大学編入学が可能となりました。創価大学通信教育部では、この法令に基づき専修学校専門課程（専門学校）卒業者を3年次編入学者として、受け入れを行っています。

これにともない、本学では、「専修学校専門課程卒業生用編入学資格証明書」という所定様式を定め、これにより入学審査を行います。よって、貴校の卒業生より本学所定様式に、証明書発行依頼がありましたら、発行手続きをお願いいたします。なお、本学では志願者の出願手続きは、卒業（修了）見込み者は受付しておりませんので、卒業以後に作成してください。

証明書作成にあたり、下記留意事項を確認の上、作成をお願いします。

〈留意事項〉

専修学校専門課程（専門学校）として、設置許可を受けた以降に入学した者が本学の編入学の対象者となります。それ以前の卒業生は対象にはなりませんので、証明の必要はありません。

〈記入方法〉

- ①証明書の空欄部分をすべて記入してください。
- ②学校名は現在の校名を記入してください。
- ③校名変更・所在地変更等のある場合は「校名変更・所在地変更等記入欄」に記入してください。
- ④「年度」欄には、昭和……S、平成……Hで記入してください。
- ⑤「学年」欄には、授業科目の成績評価を受けた学年を記入してください。
- ⑥「時間」欄には、修得単位の授業時間数を記入してください。※合計時間数を必ずご記入ください。

専修学校の専門課程修了者の大学編入学について

1 概要

- (1) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）は、大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法第132条）。

文部科学大臣の定める基準は、修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上であることとしたこと（学校教育法施行規則第186条第1項、告示）。

- (2) 同基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間で1年を下らない期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法施行規則第186条第2項）。

以下、省略